

現 行	改 正 案
<p>I 総則</p> <p>I-1 暗号資産の範囲等</p> <p>I-1-1 暗号資産の範囲及び該当性の判断基準 当局は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）<u>第2条第5項</u>に規定する暗号資産の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>なお、情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、暗号資産の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>（注）<u>法第2条第5項各号</u>の内容を充足する場合であっても、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する電子記録移転権利を表示するものについては、暗号資産に該当しないことに留意する。</p> <p>① <u>法第2条第5項第1号</u>に規定する暗号資産（以下「1号暗号資産」という。）の該当性に関して、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」こ</p>	<p>I 総則</p> <p>I-1 暗号資産の範囲等</p> <p>I-1-1 暗号資産の範囲及び該当性の判断基準 当局は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）<u>第2条第14項</u>に規定する暗号資産の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>なお、情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、暗号資産の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>（注）<u>法第2条第14項各号</u>の内容を充足する場合であっても、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する電子記録移転権利を表示するものについては、暗号資産に該当しないことに留意する。</p> <p>① <u>法第2条第14項第1号</u>に規定する暗号資産（以下「1号暗号資産」という。）の該当性に関して、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」こ</p>

現 行	改 正 案
<p>とを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために暗号資産を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>法第2条第5項第2号</u>に規定する暗号資産の該当性に関して、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、1号暗号資産との交換を行うことができるか」、「1号暗号資産との交換市場が存在するか」、「1号暗号資産を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該暗号資産と同等の経済的機能を有するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p>④ <u>法第2条第6項</u>に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断す</p>	<p>とを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために暗号資産を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>法第2条第14項第2号</u>に規定する暗号資産の該当性に関して、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、1号暗号資産との交換を行うことができるか」、「1号暗号資産との交換市場が存在するか」、「1号暗号資産を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該暗号資産と同等の経済的機能を有するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p>④ <u>法第2条第7項</u>に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断す</p>

現 行	改 正 案
<p>るに当たり、「発行者及びその関係者（以下「発行者等」という。）と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p>（注） 通貨建資産に該当する場合には、<u>法第2条第5項</u>に規定する暗号資産には該当しないものの、当該資産の内容やその事業者が行う取引内容によっては、前払式支払手段や為替取引その他法令上の規定に該当する可能性がある点に留意する。</p>	<p>るに当たり、「発行者及びその関係者（以下「発行者等」という。）と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して<u>その券面額と同額の法定通貨</u>をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p>（注） 通貨建資産に該当する場合には、<u>法第2条第14項</u>に規定する暗号資産には該当しないものの、当該資産の内容やその事業者が行う取引内容によっては、前払式支払手段や為替取引その他法令上の規定に該当する可能性がある点に留意する。</p>
<p>I-1-2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-1 意義</p> <p>情報通信技術は急速に進展しており、日々、様々な暗号資産が出現することが想定される。また、暗号資産交換業に係る取引（<u>法第2条第7項各号</u>に規定する行為に係る取引をいう。以下同じ。）の形態についても、様々な態様が考えられる。このため、取り扱おうとするものが暗号資産に該当し、又は当該暗号資産の取扱いが暗号資産交換業に係る取引に形式的に該当するとしても、利用者保護ないし公益性の観点から、暗号資産交換業者が</p>	<p>I-1-2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-1 意義</p> <p>情報通信技術は急速に進展しており、日々、様々な暗号資産が出現することが想定される。また、暗号資産交換業に係る取引（<u>法第2条第15項各号</u>に規定する行為に係る取引をいう。以下同じ。）の形態についても、様々な態様が考えられる。このため、取り扱おうとするものが暗号資産に該当し、又は当該暗号資産の取扱いが暗号資産交換業に係る取引に形式的に該当するとしても、利用者保護ないし公益性の観点から、暗号資産交換業者が</p>

現 行	改 正 案
<p>取り扱うことが必ずしも適切でないものもあり得る。かかる観点から、暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成29年内閣府令第7号。以下「内閣府令」という。）第23条第1項第5号は、暗号資産交換業者に対し、利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産を取り扱わないために必要な措置を義務付けている。</p> <p>したがって、当局は、暗号資産交換業に係る取引の適切性及び取り扱う暗号資産の適切性等について、申請者に対して詳細に説明を求めるとともに、必要に応じて、認定資金決済事業者協会（以下「協会」という。）とも連携しつつ、登録の申請の審査等を実施するものとする。</p> <p>I－1－2－2 暗号資産交換業の該当性の判断基準</p> <p>当局は、<u>法第2条第7項</u>に規定する暗号資産交換業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産交換業の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>① <u>法第2条第7項</u>に規定する「業として行うこと」とは、「対公衆性」のある行為で「反復継続性」をもって行うことをいうものと解されるが、具体的な行為が「対公衆性」や「反復継続性」を有するものであるか否かについて</p>	<p>取り扱うことが必ずしも適切でないものもあり得る。かかる観点から、暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成29年内閣府令第7号。以下「内閣府令」という。）第23条第1項第5号は、暗号資産交換業者に対し、利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産を取り扱わないために必要な措置を義務付けている。</p> <p>したがって、当局は、暗号資産交換業に係る取引の適切性及び取り扱う暗号資産の適切性等について、申請者に対して詳細に説明を求めるとともに、必要に応じて、認定資金決済事業者協会（以下「協会」という。）とも連携しつつ、登録の申請の審査等を実施するものとする。</p> <p>I－1－2－2 暗号資産交換業の該当性の判断基準</p> <p>当局は、<u>法第2条第15項</u>に規定する暗号資産交換業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産交換業の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>① <u>法第2条第15項</u>に規定する「業として行うこと」とは、「対公衆性」のある行為で「反復継続性」をもって行うことをいうものと解されるが、具体的な行為が「対公衆性」や「反復継続性」を有するものであるか否かに</p>

現 行	改 正 案
<p>ては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきである。なお、「対公衆性」や「反復継続性」については、現実には「対公衆性」のある行為が反復継続して行われている場合のみならず、「対公衆性」や「反復継続性」が想定されている場合等も含まれる点に留意する。</p> <p>② 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、<u>法第2条第7項第2号</u>に規定する「前号に掲げる行為の媒介」（以下「暗号資産の取引の媒介」という。）に該当する。</p> <p>イ. 契約の締結の勧誘 ロ. 契約の締結の勧誘を目的とした商品説明 ハ. 契約の締結に向けた条件交渉 （注1）・（注2） （略）</p> <p>③ <u>法第2条第7項第4号</u>に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきであるが、利用者の関与なく、単独又は関係事業者と共同して、利用者の暗号資産を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合など、事業者が主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にある場合には、同</p>	<p>については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきである。なお、「対公衆性」や「反復継続性」については、現実には「対公衆性」のある行為が反復継続して行われている場合のみならず、「対公衆性」や「反復継続性」が想定されている場合等も含まれる点に留意する。</p> <p>② 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、<u>法第2条第15項第2号</u>に規定する「前号に掲げる行為の媒介」（以下「暗号資産の取引の媒介」という。）に該当する。</p> <p>イ. 契約の締結の勧誘 ロ. 契約の締結の勧誘を目的とした商品説明 ハ. 契約の締結に向けた条件交渉 （注1）・（注2） （略）</p> <p>③ <u>法第2条第15項第4号</u>に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきであるが、利用者の関与なく、単独又は関係事業者と共同して、利用者の暗号資産を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合など、事業者が主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にある場合には、同</p>

現 行	改 正 案
<p>号に規定する暗号資産の管理に該当する。</p> <p>（注）内閣府令第 23 条第 1 項第 8 号に規定する暗号資産の借入れは、<u>法第 2 条第 7 項第 4 号</u>に規定する暗号資産の管理には該当しないが、利用者がその請求によっていつでも借り入れた暗号資産の返還を受けることができるなど、暗号資産の借入れと称して、実質的に他人のために暗号資産を管理している場合には、同号に規定する暗号資産の管理に該当する。</p> <p>④・⑤ （略）</p> <p>I－1－2－3 取り扱う 暗号資産 の適切性の判断基準 （略）</p>	<p>号に規定する暗号資産の管理に該当する。</p> <p>（注）内閣府令第 23 条第 1 項第 8 号に規定する暗号資産の借入れは、<u>法第 2 条第 15 項第 4 号</u>に規定する暗号資産の管理には該当しないが、利用者がその請求によっていつでも借り入れた暗号資産の返還を受けることができるなど、暗号資産の借入れと称して、実質的に他人のために暗号資産を管理している場合には、同号に規定する暗号資産の管理に該当する。</p> <p>④・⑤ （略）</p> <p>I－1－2－3 取り扱う 暗号資産 の適切性の判断基準 （略）</p>
<p>II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II－2 業務の適切性等</p> <p>II－2－1 法令等遵守</p> <p>II－2－1－3 禁止行為</p> <p>II－2－1－3－1 意義</p>	<p>II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II－2 業務の適切性等</p> <p>II－2－1 法令等遵守</p> <p>II－2－1－3 禁止行為</p> <p>II－2－1－3－1 意義</p>

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>Ⅱ－２－１－３－２ 主な着眼点 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 禁止行為の内容</p> <p>① 法第 63 条の 9 の 3 第 1 号及び第 2 号に規定する「暗号資産の性質等についてその相手方を誤認させるような表示」として、例えば、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の価格変動を理由に損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示 ・ 暗号資産の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示 ・ 暗号資産の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、利用者を誤認させるような表示 <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>Ⅱ－２－１－３－２ 主な着眼点 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 禁止行為の内容</p> <p>① 法第 63 条の 9 の 3 第 1 号及び第 2 号に規定する「暗号資産の性質等についてその相手方を誤認させるような表示」として、例えば、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の価格変動を理由に損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示 ・ 暗号資産の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示 ・ 暗号資産の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、利用者を誤認させるような表示 ・ <u>いわゆるアルゴリズム型ステーブルコインや暗号資産担保型ステーブルコインなどのように、価値の安定が常に確保されていないにも関わらず、ステーブルコインと称してこれを誤認させるような表示</u> <p><u>(注) このようなものの例として、法定通貨の交換比率が一定比率内に収まるよう、一定のアルゴリズムに基</u></p>

現 行	改 正 案
<p>② （略）</p> <p>③ 内閣府令第 20 条第 1 号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、暗号資産の性質等に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 偏った分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為 ・ 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為 ・ 暗号資産交換業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為 <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>づいて相場介入を行うこと等によって、価値の安定を図るものや、暗号資産の価値を担保に発行することによって、暗号資産の価格と連動させて価値の安定を図るものがある。</u></p> <p>② （略）</p> <p>③ 内閣府令第 20 条第 1 号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、暗号資産の性質等に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 偏った分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為 ・ 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為 ・ 暗号資産交換業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為 ・ <u>商品の仕組として価値の安定が常に確保されておらず相場の変動などにより価値が急減する可能性があるにもかかわらず、価値の安定が確保されている旨の表示を行う行為</u>
<p>Ⅱ－２－１－４ 取引時確認等の措置</p>	<p>Ⅱ－２－１－４ 取引時確認等の措置</p>
<p>Ⅱ－２－１－４－１ 意義</p>	<p>Ⅱ－２－１－４－１ 意義</p>

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２－１－４－２ 主な着眼点 (1)～(5) (略) (6) 暗号資産交換業に係る取引の不正利用等を防止するため、現金の支払や法第2条第7項に規定する暗号資産の交換等を継続的に若しくは反復して行うこと又は同項第3号若しくは第4号の行為を行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結その他の暗号資産交換業者の特定取引に当たって、必要に応じ、取引時確認を実施するなど、暗号資産交換業に係る取引の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。特に、内閣府令第23条第1項第2号に基づき、暗号資産交換業に係る取引について、捜査機関等から当該暗号資産交換業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢を整備する必要がある。 ①・② (略) (7)～(9) (略)</p>	<p>Ⅱ－２－１－４－２ 主な着眼点 (1)～(5) (略) (6) 暗号資産交換業に係る取引の不正利用等を防止するため、現金の支払や法第2条第15項に規定する暗号資産の交換等を継続的に若しくは反復して行うこと又は同項第3号若しくは第4号の行為を行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結その他の暗号資産交換業者の特定取引に当たって、必要に応じ、取引時確認を実施するなど、暗号資産交換業に係る取引の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。特に、内閣府令第23条第1項第2号に基づき、暗号資産交換業に係る取引について、捜査機関等から当該暗号資産交換業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢を整備する必要がある。 ①・② (略) (7)～(9) (略)</p>
<p>Ⅱ－２－１－６ 不祥事件に対する監督上の対応</p>	<p>Ⅱ－２－１－６ 不祥事件に対する監督上の対応</p>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２－１－６－１ 意義</p> <p>内閣府令第41条に規定する「取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為」（以下「不祥事件」という。）が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>なお、不祥事件とは、暗号資産交換業の業務に関し法令に違反する行為のほか、次に掲げる行為等が該当する。 （略）</p>	<p>Ⅱ－２－１－６－１ 意義</p> <p>内閣府令第42条に規定する「取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為」（以下「不祥事件」という。）が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>なお、不祥事件とは、暗号資産交換業の業務に関し法令に違反する行為のほか、次に掲げる行為等が該当する。 （略）</p>
<p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等</p> <p>Ⅱ－２－２－１－１ 意義 （略）</p> <p>Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) （略）</p> <p>(2) 利用者に対する情報の提供</p> <p>① 内閣府令第21条第1項及び第2項各号並びに第22条に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘</p>	<p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等</p> <p>Ⅱ－２－２－１－１ 意義 （略）</p> <p>Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) （略）</p> <p>(2) 利用者に対する情報の提供</p> <p>① 内閣府令第21条第1項及び第2項各号並びに第22条に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘</p>

現 行	改 正 案
<p>案して、取引内容、取引形態及び取り扱う暗号資産等に応じて、適切に説明を行っているか。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（注1）内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本暗号資産取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の主な用途 ・ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項 ・ 暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限 ・ 暗号資産の流通状況 ・ 暗号資産に内在するリスク 	<p>案して、取引内容、取引形態及び取り扱う暗号資産等に応じて、適切に説明を行っているか。</p> <p><u>（注1）内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」として、例えば、法定通貨の交換比率が一定比率内に収まるよう、一定のアルゴリズムに基づいて相場介入を行うこと等によって、価値の安定を図るものについては暗号資産の価値の安定が常に確保されているわけではないことから、その価値の安定が確保されておらず変動がありうる旨を説明することに留意する。</u></p> <p>（注2）内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本暗号資産取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の主な用途 ・ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項 ・ 暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限 ・ 暗号資産の流通状況 ・ 暗号資産に内在するリスク

現 行	改 正 案
<p>(注2) 内閣府令第22条第1項第3号に規定する「当該取引の内容」としては、取引の態様・方式のほか、取引の注文受付及び約定処理に係る事項（利用者の注文時に表示されている価格又は利用者が注文時に指定した価格と約定価格との相違（以下「スリッページ」という。）が発生する場合にはその旨及び発生原因、並びにスリッページの発生により利用者に不利となる事象が生じる場合にはその旨及び当該事象の内容を含む。）等が考えられる。なお、利用者との取引内容が規定された契約書や利用約款についても、利用者の権利義務等が明瞭かつ正確に認識できる内容とするよう留意することとする。</p> <p>(注3) 内閣府令第22条第1項第4号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の発行者や管理者等の破綻による暗号資産の消失・価値減少リスク ・ 暗号資産に表示される権利に係る債務者の破綻による当該権利の毀損リスク ・ 暗号資産交換業者の破綻による預託した暗号資産の返還を受けられないリスク 	<p>(注3) 内閣府令第22条第1項第3号に規定する「当該取引の内容」としては、取引の態様・方式のほか、取引の注文受付及び約定処理に係る事項（利用者の注文時に表示されている価格又は利用者が注文時に指定した価格と約定価格との相違（以下「スリッページ」という。）が発生する場合にはその旨及び発生原因、並びにスリッページの発生により利用者に不利となる事象が生じる場合にはその旨及び当該事象の内容を含む。）等が考えられる。なお、利用者との取引内容が規定された契約書や利用約款についても、利用者の権利義務等が明瞭かつ正確に認識できる内容とするよう留意することとする。</p> <p>(注4) 内閣府令第22条第1項第4号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の発行者や管理者等の破綻による暗号資産の消失・価値減少リスク ・ 暗号資産に表示される権利に係る債務者の破綻による当該権利の毀損リスク ・ 暗号資産交換業者の破綻による預託した暗号資産の返還を受けられないリスク

現 行	改 正 案
<p>(注4) 内閣府令第22条第1項第5号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイバー攻撃による暗号資産の消失・価値減少リスク ・ ブロックチェーンの分岐に起因するリスク 	<p>(注5) 内閣府令第22条第1項第5号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイバー攻撃による暗号資産の消失・価値減少リスク ・ ブロックチェーンの分岐に起因するリスク
<p>Ⅱ-2-2-7 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）</p> <p>Ⅱ-2-2-7-1 意義</p> <p>暗号資産交換業者が利用者からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）に真摯に対応して利用者の理解を得ようとすることは、暗号資産交換業者にとって利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ利用者保護上重要な活動の一つである。</p> <p>近年、利用者の保護を図り暗号資産交換業務（<u>法第2条第15項</u>に規定する暗号資産交換業務をいう。以下同じ。）への利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性もさらに高まっている。</p> <p>このような観点を踏まえ、簡易・迅速に苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度（ADRについて（注）参照）が導入されており、暗号資産交換</p>	<p>Ⅱ-2-2-7 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）</p> <p>Ⅱ-2-2-7-1 意義</p> <p>暗号資産交換業者が利用者からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）に真摯に対応して利用者の理解を得ようとすることは、暗号資産交換業者にとって利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ利用者保護上重要な活動の一つである。</p> <p>近年、利用者の保護を図り暗号資産交換業務（<u>法第2条第25項</u>に規定する暗号資産交換業務をいう。以下同じ。）への利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性もさらに高まっている。</p> <p>このような観点を踏まえ、簡易・迅速に苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度（ADRについて（注）参照）が導入されており、暗号資産交換</p>

現 行	改 正 案
<p>業者においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。</p> <p>（注）ADR（Alternative Dispute Resolution）訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。</p> <p>暗号資産交換業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの利用者からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。暗号資産交換業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。</p> <p>加えて、暗号資産交換業者には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。</p> <p>もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関（注1）において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、暗号資産交換業者においては、利用者からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適</p>	<p>業者においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。</p> <p>（注）ADR（Alternative Dispute Resolution）訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。</p> <p>暗号資産交換業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの利用者からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。暗号資産交換業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。</p> <p>加えて、暗号資産交換業者には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。</p> <p>もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関（注1）において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、暗号資産交換業者においては、利用者からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適</p>

現 行	改 正 案
<p>切に対処していくことが重要である。</p> <p>（注1）指定ADR機関とは、指定暗号資産交換業務紛争解決機関（法第2条第13項に規定する「指定紛争解決機関」であって、その紛争解決等業務の種別が暗号資産交換業務であるもの）をいう。</p> <p>（注2）一般に利用者と暗号資産交換業者との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。</p> <p>Ⅱ－2－2－7－2 主な着眼点 （略）</p>	<p>切に対処していくことが重要である。</p> <p>（注1）指定ADR機関とは、指定暗号資産交換業務紛争解決機関（法第2条第23項に規定する「指定紛争解決機関」であって、その紛争解決等業務の種別が暗号資産交換業務であるもの）をいう。</p> <p>（注2）一般に利用者と暗号資産交換業者との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。</p> <p>Ⅱ－2－2－7－2 主な着眼点 （略）</p>
<p>Ⅱ－2－2－8 ICOへの対応</p> <p>Ⅱ－2－2－8－1 意義</p> <p>ICO（Initial Coin Offering）とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第5項に規定する暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為（以下、Ⅱ－2－2－8において「販売」という。）</p>	<p>Ⅱ－2－2－8 ICOへの対応</p> <p>Ⅱ－2－2－8－1 意義</p> <p>ICO（Initial Coin Offering）とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第14項に規定する暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為（以下、Ⅱ－2－2－8において「販売」という。）</p>

現 行	改 正 案
<p>は、暗号資産交換業に該当する。</p> <p>（注1）ただし、暗号資産交換業者がトークンの発行者の依頼に基づいて当該トークンの販売を行い、発行者がその販売を全く行わない場合には、発行者の行為は基本的には暗号資産交換業に該当しないと考えられる。</p> <p>なお、発行者の行為の暗号資産交換業該当性については、発行者と暗号資産交換業者との間の契約内容、販売行為の内容、発行者による販売への関与の度合い等を考慮の上、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>（注2）トークンの発行者による将来的な事業収益等の分配を受ける権利が当該トークンに表示されているなど、ICOが投資としての性格を有する場合は、当該トークンは金融商品取引法の規制対象となり、法の規制対象とはならない点に留意する。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>は、暗号資産交換業に該当する。</p> <p>（注1）ただし、暗号資産交換業者がトークンの発行者の依頼に基づいて当該トークンの販売を行い、発行者がその販売を全く行わない場合には、発行者の行為は基本的には暗号資産交換業に該当しないと考えられる。</p> <p>なお、発行者の行為の暗号資産交換業該当性については、発行者と暗号資産交換業者との間の契約内容、販売行為の内容、発行者による販売への関与の度合い等を考慮の上、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>（注2）トークンの発行者による将来的な事業収益等の分配を受ける権利が当該トークンに表示されているなど、ICOが投資としての性格を有する場合は、当該トークンは金融商品取引法の規制対象となり、法の規制対象とはならない点に留意する。</p> <p><u>（注3）いわゆるアルゴリズム型ステーブルコインや暗号資産担保型ステーブルコインなどのように、価値の安定が常に確保されていないにも関わらず、ステーブルコインと称してこれを誤認させるような表示をして発行してはならない点に留意する。このようなものの例として、法定通貨の交換比率が一定比率内に収まるよう、一定のアルゴリズムに基づいて相場介入を行う</u></p>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>こと等によって、価値の安定を図るものや、暗号資産の価値を担保に発行することによって、暗号資産の価格と連動させて価格の安定を図るものがある。</u>